

参考資料4

平成30年度施策の事前分析表

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省30(Ⅲ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること					担当部局名	労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)	作成責任者名	労働基準局 総務課長 監督課長 安全衛生部計画課長 安全課長 労働衛生課長 化学物質対策課長 雇用環境・均等局 総務課長 雇用機会均等課長 有期・短時間労働課長 在宅労働課長 政策統括官(統計・情報政策担当) 賃金福祉統計官	富田 望 石垣 健彦 久知良 俊二 奥村 伸人 神ノ田 昌博 塙本 勝利 堀井 奈津子 岡 英範 松永 久 元木 貴子 中原 慎一			
施策の概要		労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保することを図る。 また、同法に基づく第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)によって、労働災害の一層の減少を図るために、死亡災害の撲滅を目指した対策、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策等について、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携等による取組を図る。												
施策実現のための背景・課題		労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、事業者、労働者等の関係者が取り組むべき事項を定めた5ヵ年計画である「第13次労働災害防止計画」等に基づき、各種施策に取り組むこととしている。												
課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由								
	労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、労働災害防止の取組を強化すること					一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全で健康的なものとなるようにするため								
達成目標について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値 基準年	目標値 目標年	年ごとの目標値 年ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
				29年	30年	31年	32年	33年						
① 労働災害による死者数 【アウトカム】	978 平成29年	831 平成34年	- 978	- 978	- 978	- 978	- 978	- 978	- 978	労働災害による死者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約1,000人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による「死者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 なお、労働災害による死者数については、歴年単位で集計・公表しているため、目標値も曆年でのものとしている。				
② 労働災害による死傷者数 (休業4日以上) 【アウトカム】	120,460 平成29年	114,437 平成34年	- 120,460	- 120,460	- 120,460	- 120,460	- 120,460	- 120,460	- 120,460	労働災害による死傷者数は、依然として年間約12万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上の「死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 なお、労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も曆年でのものとしている。				
3 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 【アウトカム】	58.4% 平成29年	80% 平成34年	- 58.4%	- 58.4%	- 58.4%	- 58.4%	- 58.4%	- 58.4%	- 58.4%	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。 過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。				
4 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合 【アウトカム】	72.5% 平成29年	90% 平成34年	- 72.5%	- 72.5%	- 72.5%	- 72.5%	- 72.5%	- 72.5%	- 72.5%	現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。 過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。				

達成手段	補正後予算額(執行額)		30年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成30年行政事業レビュー事業番号
	28年度	29年度				
(1) 就労条件総合調査費 (平成12年度)	21百万円 (19百万円)	21百万円 (18百万円)	19百万円	1,2,3,4	常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等で、労働者の安全衛生の確保に関する施策の基礎資料とされており、測定指標1乃至4の改善に寄与すると見込んでいる。	378
(2) 安全衛生啓発指導等経費(委託費を除く) (平成24年度)	120百万円 (102百万円)	127百万円 (109百万円)	524百万円	1,2	産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。また、労働災害防止についての指導啓発を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する。さらに、労働基準監督署職員による安全衛生に関する啓発指導を強化するため、労働基準監督署に計画届査査員を新たに配置し、労働基準監督署の職員が実施している工事等の計画届査査業務の一部を担わせる。これにより、指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	392
(3) 特別安全衛生指導等経費 (平成23年度)	47百万円 (34百万円)	46百万円 (32百万円)	46百万円	1,2	石油化学工業等の技術の進歩に伴い危険性が高くなっている業種及び建設業等の災害発生率が著しく高く重大災害が多い業種に対する特別安全指導の実施、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別衛生監督等を実施することで労働者の安全と健康の確保を行う。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	409
(4) 労働条件・労働安全衛生相談業務の外部委託化経費 (平成28年度)	319百万円 (53百万円)	167百万円 (149百万円)	798百万円	1,2,3,4	労働条件・労働安全衛生に係る電話相談業務に係るコールセンターを設置し、特に電話相談件数の多い対象労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで一元的に対応することにより、労働基準監督署の職員による事業場に対する指導等に費やす時間を確保し、労働基準関係法令の履行確保と労働安全衛生水準の向上に資することから、測定指標1乃至4の改善に寄与すると見込んでいる。	375
(5) 労働安全衛生等事務費 (昭和23年度)	194百万円 (173百万円)	209百万円 (189百万円)	223百万円	1,2,3,4	労働者の安全衛生を確保するためには、適切な労働安全衛生対策を推進する必要があり、労働安全衛生対策を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものであることから、測定指標1乃至4の改善に寄与すると見込んでいる。	400
(6) 機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	67百万円 (62百万円)	101百万円 (82百万円)	101百万円	1,2	危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置箇所等に係る審査及び実地調査を行い、機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。また、電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、これら技術を活用することにより、機械等に対して高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきたことを踏まえ、制御の機能を付加することによって、機械等の安全を確保する方策(機能安全)を労働安全衛生法に位置づけ、その普及・促進を図るとともに、経年劣化による労働災害のリスク低減措置のため、経年劣化した生産設備に起因する労働災害等に係る実態の調査・分析及びそれに基づく労働災害防止対策を実施する。さらに、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に貢取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。これらにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	408
(7) 第三次産業労働災害防止対策支援事業 (平成25年度)	25百万円 (25百万円)	60百万円 (56百万円)	109百万円	1,2	第三次産業のうち、労働災害が特に多発している業種である社会福祉施設等の保健衛生業を対象に、介護従事労働者等の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指す。また、第三次産業において、安全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状から、引き続き経営トップを対象とするセミナーを実施する。また、平成29年度に作成した安全推進者モデルテキストを活用して安全推進者養成講習を新たに開催するとともに、「危険の見える化」実践マニュアル等の教材の作成等を実施する。当該事業の実施により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	420
(8) 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 (平成24年度)	31百万円 (31百万円)	31百万円 (30百万円)	31百万円	1,2	陸上貨物運送事業での労働災害が減少傾向にないことから、災害の多い荷役作業での労働災害防止対策を推進するため、陸運事業者向けと荷主向けのガイドラインの普及促進を図るべく、荷主等の事業場を対象にした荷役作業時の現場安全診断及び設備設置等の改善指導、荷役業務を陸上貨物運送事業者の労働者に行わせる担当者を対象にした安全対策の講習会を実施する。当該事業の実施により、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	412
(9) 墜落・転落災害等防止対策推進事業 (平成23年度)	87百万円 (71百万円)	92百万円 (81百万円)	114百万円	1,2	建設業における労働災害による死亡者数は高所からの墜落・転落によるものが約4割を占める。本事業では、足場からの墜落防止措置に係る手すり先行工法等のより安全な措置の一層の普及を図るために、現場指導や研修会を全国単位で実施する。これにより、高所からの墜落・転落災害等を防止することで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	395
(10) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策 (平成28年度)	61百万円 (36百万円)	74百万円 (44百万円)	72百万円	1,2	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、大会施設の整備や大会に向けたインフラ整備、再開発等の各種建設工事が行われるが、こうした建設投資の増大に対し、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足も懸念される状況にある。本事業は、これららの各種建設工事における新規入職者等の経験が浅い工事従事者への安全衛生教育や施工業者への技術指導等の事業を行い、更なる安全管理の徹底により労働災害を防止するものである。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	433
(11) 建設工事における安全経費の確保に係る実態調査(平成28年度) 建設工事の発注・設計段階における労働災害防止対策の促進事業(平成29年度から名称変更)	11百万円 (9百万円)	63百万円 (31百万円)	30百万円	1,2	発注者から受注した工事を重層構造で請け負う建設業における労働災害を防止するためには、安全対策に必要な経費が確保され、それが元請事業者から下請事業者まで行き渡ることが重要である。本事業では、建設事業者を対象とする安全衛生経費の見積りに関する説明会の開催及び国内・海外における建設工事の安全性に配慮した建築物等の設計に係る事例等の調査を実施する。本事業の成果と今後の関連施策の推進により、適切な安全経費の確保等が促進され、建設工事における必要な安全対策が確実に実施されることにつながるため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	434
(12) チェーンソー取扱作業指導員設置等経費 (平成元年度)	6百万円 (5百万円)	6百万円 (6百万円)	6百万円	1,2	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、必要であると考えられる都道府県労働局に、チェーンソー取扱作業指導員を配置する。指導員が、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用い、チェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行ふ。これらにより、振動障害の予防対策に資するため、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	407

(13)	東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	293百万円 (210百万円)	268百万円 (227百万円)	207百万円	1,2	安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる拠点を被災地5県に開設し、また、専門家による技術的な支援を行う拠点を被災地4県に設置し、専門家が復旧・復興工事現場を巡回し、より安全な作業方法等について助言、建設工事に不慣れな未熟練労働者等に対する安全衛生教育を充実させるための支援を行う。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	396
(14)	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 (平成23年度)	195百万円 (183百万円)	210百万円 (198百万円)	227百万円	1,2,3	管内で多数の外国人労働者が就労している都道府県労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多くの派遣労働者が就労している労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や、当該事業場への指導を行ふ。また、6カ国語による外国人労働者向け相談ダイヤルを整備することにより、外国人労働者からの相談への確実に対応する。さらに、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るために、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行ふ「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。 本事業は、外国人労働者、派遣労働者、介護労働者等の特定分野の労働者に係る労働災害の防止等が図られるものであることから、測定指標1乃至3の改善に寄与すると見込んでいる。	410
(15)	化学物質管理の支援体制の整備 (平成12年度)	221百万円 (202百万円)	185百万円 (155百万円)	183百万円	1,2	化学物質による労働災害防止のためには、①化学物質の危険性・有害性に関する情報を取りまとめた安全データシート(SDS)が、製造・流通業者から化学物質の譲渡・提供時に適切に交付され、②SDSの情報に基づき実施されたリスクアセスメントの結果に基づく措置が、事業場において適切に講じられることが必要である。このため、平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質についてリスクアセスメントが義務化されることとなった(平成28年6月に施行)。 他方、こうした取組は、中小規模事業場や化学物質の知識の少ない事業者においては困難であることから、これら事業者の実施するリスクアセスメントやSDSの作成等を支援することにより、事業場における自律的な化学物質管理を促進することで化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	386
(16)	安全衛生施設整備等経費 (昭和23年度)	506百万円 (211百万円)	569百万円 (448百万円)	627百万円	1,2,3,4	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、東京安全衛生教育センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館の計6施設)のうち、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に修繕する。 施設の適切な運営を図り、各施設の調査研究等を促進することで、国内の労働災害及び職業性疾病の予防につながり、測定指標1～4の改善に寄与すると見込んでいる。	389
(17)	新規化学物質の有害性調査試験 (昭和54年度)	74百万円 (60百万円)	75百万円 (68百万円)	76百万円	1,2	新規化学物質の審査と製造事業者への指導及び有害性調査機関の査察等を実施することで新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることができることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	403
(18)	職場における化学物質管理に関する総合対策 (平成25年度)	276百万円 (246百万円)	322百万円 (210百万円)	326百万円	1,2	未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	421
(19)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年度)	7百万円 (6百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円	1,2	第9次粉じん障害防止総合対策の普及啓発のため、事業場に対する集団指導や関係団体との連絡会議等を実施する。 これらにより、事業場における衛生水準を向上させることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	402
(20)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	246百万円 (230百万円)	298百万円 (276百万円)	326百万円	1,2	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	404
(21)	石綿による健康障害防止対策の推進 (平成25年度)	121百万円 (126百万円)	137百万円 (138百万円)	165百万円	1,2	建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿による健康障害を予防するため、平成26年3月に改正した石綿障害予防規則や建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針に基づき、適切な石綿ばく露防止対策の履行を行ふ。 建築物に対する石綿の有無の調査や石綿分析の精度確保を図るため、全国で石綿作業主任者や石綿分析機関を対象とした講習を実施する。さらに、東日本大震災の被災地において建築物の解体等の現場、がれき置き場等の石綿ばく露濃度測定を実施し、専門家による石綿ばく露防止対策の検証を行うこと等により、石綿ばく露防止対策の一層の推進を図る。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	422
(22)	作業環境管理等対策事業 (平成26年度)	22百万円 (6百万円)	13百万円 (14百万円)	46百万円	1,2	新たな作業環境測定のあり方について、これまでの技術的検討等を踏まえ、行政施策への導入可能性を検討し、必要に応じて作業環境測定制度の改正を行うことを目的とし、現行の労働安全衛生法に基づく作業環境測定方法だけでなく、より合理的な測定法の選択として、個人サンプラーを用いた測定方法について検討を行い、評価方法を含めた作業環境管理のあり方を検討する。さらに、呼吸用保護具について適切な選択・使用のための知見を収集し、もって事業場における呼吸用保護具の有効な使用を促進する。 以上により、適切な作業環境管理が可能となることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	428
(23)	職場における受動喫煙対策事業 (平成23年度)	54百万円 (48百万円)	54百万円 (47百万円)	120百万円	1,2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙防止対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話又は実地指導等を行う。また、経営者・安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に係る説明会を開催する。これらにより、労働者の健康の保持増進の観点から適切な受動喫煙防止対策が講じられるよう支援を行い、事業場における適切な受動喫煙防止対策の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	393
(24)	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務 (平成23年度)	29百万円 (15百万円)	30百万円 (13百万円)	42百万円	1,2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場に対してデジタル粉じん計・風速計の貸出し等、職場での効果的な受動喫煙防止対策を実施するための支援を行う。これらにより、事業者がたばこ煙の濃度と喫煙室の換気の状態を確認することで、事業場での受動喫煙に関する現状把握や、測定結果を受けた効果的な受動喫煙防止措置の実施を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	397

(25)	受動喫煙防止対策助成金等 (平成23年度)	899百万円 (482百万円)	945百万円 (498百万円)	2,915百万円	1,2	中小企業を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙防止対策の一層の促進を図ることで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	398
(26)	治療と職業生活の両立等の支援対策事業 (平成25年度)	10百万円 (8百万円)	65百万円 (47百万円)	95百万円	1,2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。また、両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催、取組事例の収集・公表等を行い、広く関係者に周知することにより、疾病を抱えた労働者が就労を継続するための支援を推進する。職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制が課題となっており、これらの対策を推進することに、疾病の増悪や労働災害の予防につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	423
(27)	日中安全衛生プラットフォーム事業 (平成24年度)	8百万円 (6百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円	1,2	中国は、日本最大の貿易相手国であり、進出企業数も世界第1位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分なため、日本では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるというような事案が発生し、日本の安全衛生にも影響を及ぼしている。このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行うことで、輸入品等に係る国内の労働災害・職業性疾患の予防を図り、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	411
(28)	技能講習修了者のデータ一元管理 (平成23年度)	120百万円 (110百万円)	120百万円 (107百万円)	120百万円	1,2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録省令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条、第25条及び登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力、管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教習機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながり、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	391
(29)	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 (平成26年度)	32百万円 (30百万円)	42百万円 (32百万円)	42百万円	1,2,3,4	安心して就職し、働く労働環境の確保と、その情報の共有のため、企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働く良好な労働環境が確保されている企業等の情報の共有ができるところから、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。	425
(30)	職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業 (平成27年度)	51百万円 (49百万円)	53百万円 (52百万円)	53百万円	1,2	職場の危険性や有害性を認識する上で有用な情報となる他の事業場の災害事例や改善方策、危険箇所の「見える化」などの好事例をホームページで提供する。これにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	431
(31)	新規起業事業場対策 (平成19年度)	110百万円 (106百万円)	114百万円 (99百万円)	112百万円	1,2,3,4	新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。 事業① 新規起業事業場就業環境整備事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行う。 事業② 労働基準関係法令に関するWEB診断事業 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを設置・運営し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続の解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービスを実施する。 本事業は、労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多い新規起業事業場に対し、労働時間管理や安全衛生体制等の確立について支援を行うものであり、労働災害の発生防止につながることから、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。	387
(32)	家内労働安全衛生確保事業 (平成25年度)	15百万円 (15百万円)	16百万円 (16百万円)	16百万円	1,2	危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病の予防のため、危険有害性が相対的に高い地域・業種に即した災害防止の好事例ヒアリング調査するとともに、家内労働の安全衛生確保等に関するセミナー等の実施や総合的な情報提供を行うサイトの運営を行う。 本事業は、危険有害業務に従事する家内労働者の災害及び疾病を予防することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	424
(33)	家内労働安全衛生管理費 (昭和49年度)	14百万円 (7百万円)	14百万円 (8百万円)	14百万円	1,2	家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 家内労働者の安全の確保及び健康の保持、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防を推進することにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	379
(34)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,367百万円 (1,367百万円)	1,455百万円 (1,455百万円)	1,748百万円	1,2,3,4	労働環境の激急な変化によって、多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取組の支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることで、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。	382
(35)	職業病予防対策の推進 (不明)	6百万円 (5百万円)	14百万円 (10百万円)	14百万円	1,2	技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図ることにより、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	401

(36)	特定有害業務従事者の離職者特殊健診実施事業 (昭和47年度)	1,410百万円 (1,337百万円)	1,411百万円 (1,293百万円)	1,378百万円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断を実施する。 これにより、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	383
(37)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	356百万円 (279百万円)	354百万円 (220百万円)	357百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。 これらにより、緊急作業従事者等の健康状態の長期的管理を促進されることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	399
(38)	東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化 (平成28年度)	26百万円 (25百万円)	41百万円 (32百万円)	41百万円	1.2	東電福島第一原発の廃炉作業に関する施工計画作成者、作業指揮者等に対して必要な教育を実施とともに、被ばく低減に係る専門家チームを組織し、提出のあつた施工計画に対して、更なる被ばく低減対策の検討、助言を行い、効果的な被ばく低減対策に係る好事例収集、周知を行う。 これらにより、施工計画作成者等の被ばく低減対策に係る能力が向上し、労働者の放射線障害防止に資することから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	435
(39)	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化 (平成26年度)	18百万円 (13百万円)	17百万円 (12百万円)	17百万円	1.2	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、英文冊子にまとめた。さらに、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSEAR)等の国際機関や専門家に、ホームページの掲載事項の案内や冊子を配布する等積極的な情報提供を実施する。当該情報発信を行うことにより、我が国の施策等について国際機関、日本国内における外資系企業等での正しい認識の習得に資することで、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	426
(40)	長時間労働・過重労働の解消・抑制等 経費 (平成23年度)	502百万円 (446百万円)	911百万円 (810百万円)	2098百万円	1.2	時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した団体指導や自主点検を実施すること、また、過重労働の解消のためのセミナーを実施することより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。さらに、インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集している。 本事業は、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより健康障害防止が図られるものであることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	406
(41)	過労死等防止対策推進経費 (平成27年度)	279百万円 (193百万円)	319百万円 (206百万円)	287百万円	1,2,3,4	「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等の実態を明らかにするための調査研究等、②国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する关心と理解を深めるための啓発、③過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援の各事業を実施する。これらにより、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。	432
(42)	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 (平成20年度)	58百万円 (49百万円)	56百万円 (48百万円)	97百万円	1,2	発着荷主及び貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。 本事業は、事業主自らの努力と荷主の協力を得る取組を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進するものであり、過重労働による健康障害の防止につながるものであることから、測定指標1及び2の減少に寄与すると見込んでいる。	388
(43)	女性労働者健康管理等対策費 (昭和48年度)	15百万円 (5百万円)	10百万円 (4百万円)	10百万円	1,2,3,4	男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようになるため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑な施行を図る。 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することで労働災害の防止等を図り、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。	380
(44)	職域対象のメンタルヘルス対策事業 (平成21年度)	84百万円 (66百万円)	102百万円 (89百万円)	134百万円	1,2,3,4	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール及び電話相談窓口を設置する。 精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は、全体の約6割にとどまっていることから、対策に取り組んでいない事業場等に対して当該情報を提供することや労働者等からの相談に応じることで、職場のメンタルヘルス対策の一層の取り組みの促進を図ることにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。	385
(45)	働きやすい職場環境形成事業 (平成23年度)	103百万円 (61百万円)	121百万円 (70百万円)	120百万円	1,2,3,4	「職場のパワーハラスマントの予防・解決に向けた提言」を踏まえ、以下の取組を実施する。これにより、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防につながることから、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。 ①ポータルサイト「あかるい職場応援団」とびTwitterの運営 ②ポスターやパンフレットを作成し、全国の行政機関等で配布 ③パワーハラスマント対策導入マニュアルの配布・周知 ④パワーハラスマント対策導入マニュアルを活用した企業向けセミナーを全都道府県で実施 ⑤企業に対してパワーハラスマント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修の実施 ⑥パワーハラスマント対策の支援を希望する企業に対するコンサルティング等の実施	394
(46)	産業保健活動総合支援事業 (平成26年度)	3,612百万円 (3,429百万円)	3,628百万円 (3,625百万円)	4,484百万円	1,2,3,4	脳・心臓疾患による労災認定件数が高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも堅緊の課題であることから、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行い、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保に資することから、測定指標1~4の改善に寄与すると見込んでいる。	427
(47)	産業医学助成費補助金 (昭和53年度)	5,479百万円 (5,479百万円)	5,587百万円 (5,587百万円)	5,599百万円	1,2	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	381

(48)	労働衛生指導医設置経費 (昭和49年度)	3百万円 (2百万円)	3百万円 (2百万円)	3百万円	1.2	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健診実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせることで事業場の衛生管理を徹底させ、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。	405
(49)	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化 (平成26年度)	230百万円 (203百万円)	385百万円 (273百万円)	410百万円	1.2,4	<p>若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題がしばしば見られると言われており、本事業では以下の取組により、相談体制・労使に対する情報発信の強化を行なっている。</p> <p>本事業は、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止が図られるものであることから、測定指標1、2及び4の改善に寄与すると見込んでいる。</p> <p>(1)「労働条件相談はっとライン」の設置 平日夜間・土日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル電話相談「労働条件相談はっとライン」を設置する。</p> <p>(2)労働条件相談ボータルサイトの運営 労働基準関係法令の紹介や事業に応じた相談先の紹介をする等、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを引き続き運営し、労働者に対する情報発信を行う。</p> <p>(3)大学・高校等での法令等の周知啓発 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の周知を行う。</p> <p>(4)労働法教育に関する支援対策事業 大学生等に対して労働法教育を適切に実施するため、大学等のキャリア担当職員等が取り扱う指導者用資料等を作成する。</p>	429
(50)	母性健康管理推進支援事業 (平成24年度)	34百万円 (30百万円)	34百万円 (32百万円)	34百万円	1,2,3,4	<p>母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。女性労働者や事業主に対し、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行なう上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。</p> <p>女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することから、測定指標1～4の改善に寄与すると見込んでいる。</p>	413
(51)	ポジティブ・アクション周知啓発事業 (平成19年度)	236百万円 (218百万円)	395百万円 (386百万円)	417百万円	1,2,3,4	<p>女性労働者がその能力を十分に発揮し、就労継続できるような雇用環境を整備するため、ポジティブ・アクションを推進する。また、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の健康の確保を図るため、雇用均等指導員(均等担当)の設置等により、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策を推進する。</p> <p>セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の推進やポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対して必要な情報提供等の支援を行うこと等により、それらのハラスメントの防止対策やポジティブ・アクションの取組促進につながり、測定指標1～4の改善に寄与すると見込んでいる。</p>	414
(52)	雇用均等行政に必要な経費 (平成12年度)	1百万円 (0百万円)	1百万円 (0百万円)	1百万円	1,2,3,4	男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するための業務に使用する経費であることから、測定指標1～4の改善に寄与すると見込んでいる。	415
(53)	短時間労働者均衡待遇啓発事業 (平成19年度)	311百万円 (252百万円)	315百万円 (291百万円)	524百万円	1,2	<p>事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善にあたり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。</p> <p>パートタイム労働法に規定される事項について、事業主に遵守を促すには、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理状況を聽取して、法違反について是正を求めることが効果的である。雇用均等指導員はそれらの業務を担う者であり、支援事業所の件数が法に沿った雇用管理を行う事業所数の増加につながることから、測定指標1及び2の改善に寄与すると見込んでいる。</p>	416
(54)	雇用均等行政情報化推進経費 (平成11年度)	249百万円 (149百万円)	233百万円 (157百万円)	207百万円	1,2,3,4	雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に重大な影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、妊娠・出産に関するハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っている。これらの行政指導等の記録を適正にデータベース管理し、情報の一元管理及び職員間の情報共有による迅速かつ正確な事務処理が行われることにより、測定指標1～4の改善に寄与すると見込んでいる。	417
(55)	女性就業支援全国展開事業 (平成23年度)	81百万円 (81百万円)	80百万円 (77百万円)	79百万円	1,2,3,4	全国の女性関連施設等における女性就業支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の活躍推進のための支援施策の充実が図られるよう、女性労働者の健康確保に関する問題や、労働災害の要因ともなるセクシュアルハラスメント等に対する対応策について、相談対応や講師派遣など女性関連施設等への支援事業を実施する。	418
(56)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等) (平成23年度)	583百万円 (562百万円)	76百万円 (51百万円)	77百万円	1,2,3,4	働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境が整備されることから、測定指標1～4の改善に寄与すると見込んでいる。	419
(57)	労働安全衛生融資資金利子補給金 (昭和47年度)	167百万円 (167百万円)	99百万円 (87百万円)	77百万円	—	独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っている。その利息補助と貸倒債権の補填を行う。 (資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、当該融資制度を廃止している。現在は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。)	390

施策の予算額・執行額	区分	29年度	30年度	31年度要求額	政策評価実施予定期(評価予定表) 平成31年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	20,063,853	25,605,660	
		補正予算(b)	0	0	
		繰越し等(c)	-39,847	0	
		合計(d=a+b+c)	20,024,006	25,605,660	
	執行額(千円、e)	18,081,532		28,399,234	
	執行率(%、e/d)	90.3%			
	関連税制			—	
施策に関する内閣の重要な施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	—	—
	—	—	—	—	—

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省30(Ⅲ-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-5-1) 基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標5：労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること					担当部局名	労働基準局	作成責任者名	労働保険徴収課長 河野 純伴	
施策の概要	労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るために、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。									
施策実現のための背景・課題	労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働保険の運用に要する費用の財源としており、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。									
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由				
	目標1 (課題)	労働保険料の適正徴収					費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。			
	目標2 (課題)	労働保険適用促進					労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。			
達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	1 98.6% 労働保険料収納率 (アウトカム)	平成28年度 前年度以上	毎年度	29年度 前年度(98.6%)以上 98.7%	30年度 前年度(98.7%)以上	31年度 前年度以上	32年度 前年度以上	33年度 前年度以上		
1. 事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。また、当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものであり、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。 (参考) 平成27年度実績:98.5%、平成28年度実績:98.6%										
達成手段		補正後予算額(執行額) 28年度 29年度	30年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成30年行政事業レビュー事業番号 471
(1)	労働保険適用徴収業務に必要な経費 (昭和47年度)	5,659 百万円 (4,442百万円)	4,456 百万円 (3,661百万円)	5,064 百万円	1	納入督励などの労働保険の適正徴収に係る業務を実施する。				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度									
1	未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数(アウトプット)	52,857 平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(52,857件)以上 54,838	前年度(54,838件)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	・労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組みを行ってきたが、依然として相当数の未手続事業場が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定した。また、当該指標は、労働保険適用微収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものであり、毎年度その成果をあげていく必要があるため、この目標値を選定した。 (参考)平成27年度実績:48,161件、平成28年度実績:52,857件				
達成手段		補正後予算額(執行額) 28年度	30年度 当初予算額 29年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成30年行政事業レビュー事業番号				
(1)	労働保険適用微収業務に必要な経費(昭和47年度)	15,927 百万円 (14,587百万円)	14,846 百万円 (13,705百万円)	15,231 百万円	1	労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成などの労働保険の適用促進に係る業務を実施する。					471			
施策の予算額・執行額		区分	29年度		30年度		31年度要求額		政策評価実施予定期(評価予定表)	平成31年度				
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,302,275		20,294,769		23,251,953						
			補正予算(b)	0		0								
			繰越し等(c)	0		0								
			合計(d=a+b+c)	19,302,275		20,294,769		23,251,953						
		執行額(千円、e)		17,365,878										
		執行率(%、e/d)		90.0%										
関連税制														
施策に関する内閣の重要な施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)						
		-				-		-						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省30(IV-3-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標IV-3-2) 基本目標IV:非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3:働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること			担当部局名	雇用環境・均等局 職業安定局	作成責任者名	勤労者生活課長 宇野 穎晃
施策の概要	中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業退職金共済制度について、その普及・促進等のために所要の事業を行うもの。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、勤労者財産形成促進制度の活用促進等のために所要の事業を行うもの。						
施策実現のための背景・課題	1	中小企業においては、大企業と比べ、未だ退職金制度が十分に普及しているとは言いがたい状況にあるため、制度の普及を促進することが求められている。					
各課題に対応した達成目標	2	近年の低金利下において、勤労者財産形成促進制度の利用や認知度は低下している状況にあるが、勤労者の生活の安定を図るために勤労者財産形成促進制度は引き続き重要であり、制度の普及・活用を促進することが求められている。					
	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由		
目標1 (課題1)	独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。				中小企業退職金共済制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。中小企業退職金共済制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。		
	目標2 (課題2)				勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度であり、本制度の普及・活用促進は目的に資するものであると考えられるため。		

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			目標年度		29年度	30年度	31年度	32年度			
① 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数(アウトカム)	-	-	平成29年度から平成33年度までの累積 1,650,000人以上	平成33度	324,000人	343,000人	337,000人	331,000人	325,000人		
(参考) 平成27年度実績:355,781人、平成28年度実績:370,994人											
達成手段1		補正後予算額(執行額) 28年度 2,055百万円 29年度 2,181百万円	30年度 当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成30年行政事業レビュー事業番号	
(1) 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計労災勘定】	1,912百万円 (1,912百万円)	2,055百万円 (2,055百万円)	1	独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 この交付等を行うことで、中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。						492	
(2) 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(昭和63年度) 【労働保険特別会計雇用勘定】	6,168百万円 (6,168百万円)	6,318百万円 (6,318百万円)	1	独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 この交付等を行うことで、中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。						493	
(3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費(平成23年度)	32百万円 (32百万円)	32百万円 (32百万円)	31百万円	-	中小企業退職金共済法第70条第2項及び附則第2条第1項の規定等に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構において勤労者財産形成促進事業等の実施に必要な経費(人件費・一般管理費)の財源に充てるための独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金を交付する。 なお、同交付金は、雇用促進融資事業の債権回収及び財投償還のみの経過措置事業(平成49年度終了予定)であるため、経過措置終了までの交付となる。						494

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値 基準年度	目標値 基準年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
				目標年度		29年度	30年度	31年度	32年度					
②	勤労者財産形成促進制度の利用件数 (アウトカム)	-	-	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る	毎年度	7,889,316 件	7,676,792 件	-	-	-				
						7,894,712 件								
達成手段2		補正後予算額(執行額) 28年度 29年度		30年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成30年行政事業レビュー事業番号			
	-	-	-	-	-	-					-			
施策の予算額・執行額	区分		29年度		30年度		31年度要求額		政策評価実施予定期(評価予定期)	平成31年度				
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	8,404,079		8,965,058		9,190,238							
		補正予算(b)	0		0		9,190,238							
		繰越し等(c)	0		0		9,190,238							
		合計(d=a+b+c)	8,404,079		8,965,058		18,380,476							
	執行額(千円、e)		8,403,614		-		-							
	執行率(%、e/d)		100%		-		-							
関連税制														
施策に關係する内閣の重要な施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)						
		-				-		-						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省30(V-4-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること(施策目標V-4-1) 基本目標V: 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標4: 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと					担当部局名	職業安定局雇用保険課 職業安定局首席職業指導官室	作成責任者名	雇用保険課長 松本圭 首席職業指導官 藤浪竜哉			
施策の概要	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、失業等給付として以下の給付を行っている。 求職者給付: 労働者が失業した場合にその者の生活の安定を図るために支給するもの 就職促進給付: 失業者が再就職することを援助・促進することを目的として支給するもの 教育訓練給付: 労働者の主体的な能力開発を促進するために支給するもの 雇用継続給付: 労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行い、労働者の雇用の安定を図るもの 根拠法令: 雇用保険法第10条等											
施策実現のための背景・課題	1	求職者給付は失業者の再就職を支援するための一定期間の生活保障であり、求職者の早期再就職を図ることが重要である。										
	2	雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、この制度目的を達成するためには、失業等給付を適正に給付することが重要である。										
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由						
	目標1 (課題1)	求職者の早期の再就職を支援すること					雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業者の一定期間の生活を保障し早期の再就職を促進することが制度目的を達成する上で重要であるため。					
	目標2 (課題2)	雇用保険の給付を適正に行うこと					雇用保険制度の目的は、労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進を図ること等にあり、失業等給付の不正受給については、雇用保険制度の目的を没却させることのみならず、国民の制度に対する信頼を大きく損ねることにもつながりかねないため。					
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						
① 雇用保険受給者の早期再就職割合 (※1) (アウトカム)	-	-	37.5%	平成30年度	36% 37.5% 38.3%	-	-	-	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 平成29年度実績等を踏まえて設定。 ※1 早期再就職者数(注1)/受給資格決定件数 (注1) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合。 (参考) 平成27年度実績:36.3%、平成28年度実績:36.2%、平成29年度実績:38.3%			
達成手段1		補正後予算額(執行額) 28年度 17,270億円 29年度 17,222億円 当初予算額	30年度 17,427億円	関連する指標番号 1.2	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成30年行政事業レビュー事業番号 596		
(1) 失業等給付費 (昭和49年度)	17,270億円 (14,489億円)	17,222億円 (15,046億円)	17,427億円	1.2	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付を支給する。 失業等給付は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。					499		
(2) 再就職支援プログラム事業費 (平成14年度)	19.4億円 (18.9億円)	18.2億円 (18.0億円)	18.0億円	1	全国の主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター等を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。 本事業を実施することにより、公共職業安定所の就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。							

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
				29年度	30年度	31年度	32年度	33年度						
(2)	不正受給の件数(アウトカム)	3,663件	29年度 前年度以下	毎年度	前年度 (4,243件)以下 3,663件	前年度 (3,663件)以下 -	前年度以下 前年度以下 -	前年度以下 前年度以下 -	法令等に基づき適正な給付を行う必要があるため指標として選定し、不正受給の件数が前年度以下となることを目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績:5,173件、平成28年度実績:4,243件、平成29年度実績:3,663件					
(参考)指標														
3	失業等給付関係収支状況 収入額(単位:億円)			10,881億円	-	-	-	-	失業等給付関係収支は、雇用情勢に大きく影響を受けるものであり、一概に増えればいい・減ればいいというものではないが、その状況を知ることは雇用保険制度を安定的に運営する上で重要な指標である。 (参考)【収入額】平成27年度実績:18,197億円、平成28年度実績15,117億円 【支出額】平成27年度実績:16,523億円、平成28年度実績16,311億円 【積立金残高】平成27年度実績:64,260億円、平成28年度実績63,066億円					
4	失業等給付関係収支状況 支出額(単位:億円)			16,402億円	-	-	-	-						
5	失業等給付関係収支状況 積立金残高(単位:億円)			57,545億円	-	-	-	-						
達成手段2		補正後予算額(執行額) 28年度	30年度 当初予算額 29年度	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						平成30年行政事業レビュー事業番号			
(1)	失業等給付費 (昭和49年度)(再掲)	17,270億円 (14,489億円)	17,222億円 (15,046億円)	17,427億円	1,2	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付を支給する。 失業等給付は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。						596		
(3)	雇用保険活用援助事業費 (平成7年度)	2.9億円 (2.7億円)	2.7億円 (2.7億円)	3.0億円	2	各都道府県支部に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。 中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解をえられない場合が多いいため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていくことが必要である。また、数次にわたる改正を重ねてきた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。						597		
施策の予算額・執行額	区分		29年度		30年度		31年度要求額		政策評価実施予定期(評価予定表)	平成31年度				
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,722,477,282		1,743,042,071		1,779,602,070							
		補正予算(b)	0		0									
		繰越し等(c)	0		0									
		合計(d=a+b+c)	1,722,477,282		1,743,042,071		1,779,602,070							
	執行額(千円、e)		1,531,920,912											
	執行率(%、e/d)		88.9%											
関連税制		-												
施策に関する内閣の重要な施策 (施政方針演説等のうち主要なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)						
		-				-		-						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省30(VI-2-3))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること(施策目標VI-2-3) 基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生活を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等をすること					担当部局名	人材開発統括官 特別支援室	作成責任者名	特別支援室長 佐藤 広道														
施策の概要		本施策は、障害者の社会的自立を促進するため、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)や障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)等に基づき、障害者に対する職業訓練を実施する。また、訓練受講期間中に支給する訓練手当の都道府県における費用負担に対する支援を行う。																						
施策実現のための背景・課題		1	障害者の新規求職申込件数が増加傾向にあり、特に精神障害者、発達障害者等の同件数が右肩上がりで伸びている。こうした状況の中、より一層の就職支援を図るため、障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練の提供が課題となっている。																					
各課題に対応した達成目標		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">達成目標/課題との対応関係</th> </tr> <tr> <th>目標1</th> <th colspan="4">国立障害者職業能力開発校や民間の多様な機関等を活用した効果的な職業訓練の推進</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(課題1)</td> <td colspan="4"></td> <td>障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、国の職業能力開発施設の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標/課題との対応関係					目標1	国立障害者職業能力開発校や民間の多様な機関等を活用した効果的な職業訓練の推進				(課題1)					障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、国の職業能力開発施設の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。	達成目標の設定理由	
達成目標/課題との対応関係																								
目標1	国立障害者職業能力開発校や民間の多様な機関等を活用した効果的な職業訓練の推進																							
(課題1)					障害者の障害特性を踏まえつつニーズに応じたきめ細かな職業訓練を提供するためには、国の職業能力開発施設の活用はもちろんのこと、民間の多様な機関等を効果的に活用して多様な職業訓練を実施することが必要であるため。																			
達成目標1について																								
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		年度ごとの実績値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
①	障害者職業能力開発校の修了者における就職率(アウトカム)	60%	平成22年度	70%	平成30年度	65%	70%	—	—	—														
						集計中																		
②	障害者委託訓練修了者における就職率(アウトカム)	44%	平成22年度	55%	平成30年度	55%	55%	—	—	—														
						集計中																		
3	障害者職業能力開発校における訓練受講者数(アウトプット)	—	—	1,980人	平成30年度	2,580人	1,980人	—	—	—														
						集計中																		
4	障害者委託訓練の受講者数(アウトプット)	—	—	3,850人	平成30年度	5,330人	3,850人	—	—	—														
						集計中																		
達成手段1		補正後予算額(執行額)	30年度 28年度	当初予算額 29年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成30年行政事業レビュー事業番号													
1	職業転換訓練費負担金(昭和41年度)	1,233百万円 (1,018百万円)	1,204百万円 (1,044百万円)	1,204百万円 (1,044百万円)	1,2,3,4	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県が訓練手当を支給し、その要する費用のうち1/2を国が負担する。就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図り、就労を支援する。					627													
2	障害者職業能力開発校運営委託費(昭和22年度)	2,682百万円 (2,682百万円)	2,670百万円 (2,680百万円)	2,856百万円 (2,680百万円)	1,3	一般的職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般的職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。					628													

3	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発勘定運営費交付金 (平成23年度)	850百万円 (850百万円)	847百万円 (847百万円)	879百万円	1.3	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもととした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図り、就労を支援する。	630	
4	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 (平成16年度)	1,695百万円 (1,096百万円)	1,800百万円 (1,111百万円)	1,721百万円	2.4	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。 多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実戦能力習得訓練コース等の個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。	629	
施策の予算額・執行額	区分	29年度	30年度	31年度要求額	政策評価実施予定期(評価予定表)	平成31年度		
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	6,521,268	6,659,359	6,614,467			
	補正予算(b)	0	0					
	繰越し等(c)	0	0					
	合計(d=a+b+c)	6,521,268	6,659,359	6,614,467				
	執行額(千円、e)	5,681,846	—					
関連税制		—						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
		障害者基本計画	平成30年3月30日	【障害者基本計画】 8. 雇用・就業、経済的自立の支援 障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。				